

第2回月例会

不安定な天候と残暑の厳しさに負けることなく、9月7日（火）、職員会館「かもがわ」において第2回KVBC月例会が開催されました。



初めに、新入会員である(株)京都インテリジェンスサーチ 吉村 賢氏が紹介され、続いてKVBC会計監事 富田 尚男氏による講演がありました。テーマは「ベンチャー企業の税務・経営について」。税務や経営について本音で話し合おうと、座談会形式で行われました。なお、この講演は来月の月例会と2回にわたって開催される予定です。

ベンチャー企業の税務・経営について

—講演内容—

「税務」と一言にいても、税務会計と経営という観念があります。特に今までは税務会計的なものに変化はありませんでしたが、このほどキャッシュフロー計算書と、税効果会計の導入など大きく制度が変わります。これは、4月1日以降開始する事業年度の大企業などに適応されるものですが、これによって、大企業と関連のある企業、また銀行からお金を借りているところは、これらの提出が求められることがあります。なかなか理解しづらい分野ではありますが、顧問税理士ともよく相談してみてください。

●損益計算書の仕組み

では、会計的なことから説明します。商売をしているとまず、損益ということが一番にあります。損益計算書というのを見ていただければわかりますが、これにはモノを納めた時点で発生する「売上」と、「仕入」もしくは「原価」が発生します。この「原価」の中には材料費、外注費はもちろん、会社によっては現場の方の給料、消耗品費など、それらをひくくめたものが含まれます。これを「売上」から引いたものが「売上総利益」になります。

「売上総利益」を「売上」で割ると率が出ます。これを通称、「粗利益率」といいます。「売上総利益」に今度は販売費及び一般管理費である「営業費」をひく。営業費には、先に話した「原価」に共通した経費が含まれますが、中身が異なります。つまり、モノをつくり出すための費用と営業するための費用とに分かれます。特に自社商品を扱っているところは、「原価」をしっかりと把握しておかないと、それによって売値をつけるのですから利益が左右されます。

この結果、出た「営業利益」から営業外収益（受取利息や株の配当金など）と、営業外費用（支払利息など）をプラスマイナスすれば「経常利益」が出ます。これに特別損益項目を加減して最終的に出たものを「税引前利益」、それに法人税等を差し引いて「純利益」を出します。

この純利益の前の一番問題になるのは税金です。税金には法人税、事業税、府民税、市民税があります。事業税を含めた利益に対する税金の負担率を実効税率といえます。中小企業の場合、4月1日以降開始する年度から法人税の税率が800万円まで22%とそれ以上が30%となり、その他事業税や府民税、市民税を含めても40%ぐらいです。例えば税引き前利益が1000とすると、税金は400と計算でき、残り600が税引き後の利益ということになります。

●キャッシュフロー会計の導入

損益計算書に対し、冒頭にいいましたキャッシュフローはお金が入ったものを収入、出ていったものを支出とし、差し引きます。今までは営業プラス売掛金の入金が入りになり、支出の方も、仕入れたときではなく支払った時にはじめて支出となる。また、納品してから現金化されるのには大変時間がかかってしまう。お金が入って初めて収入になり、手形が落ちた時、はじめて支出になるのですから、黒字になる企業はなかなか少ないでしょう。しかも、当然借金すれば収入、返済すれば支出になるわけです。しかし、これからは営業活動のキャッシュフロー、財務活動のキャッシュフローと、投資活動のキャッシュフローに分かれていて、このうちの活動に関連しているかによって判断され、これが経営に役立つでしょう。

●無駄のない節税を

そこで、節税の問題が出てきますが、まず、何か節税の対象になるかという、メーカーや開発関係などには多い試験研究費というものは節税の大きな対象になります。というのも、一般的によくやられているわけではないし、ケース・バイ・ケースなので節税が出来る場所です。

もう一つは、特別な機械等を購入またはリースしたとき、「税額が控除される」ということ。たとえば特別償却という、普通の償却にプラスアルファできる規定があります。減価償却には定率法と定額法があり、定率法は決まった一定の率をかけていき、法人の場合はほとんどこれを採用しています。これに対して定額法というのは、減価償却の耐用年数で毎年決まった金額を償却していく。それに、プラスアルファの特別償却ができるというものです。しかし、特別に償却しようが、定額であろうが、定率であろうが、現在はものを廃棄または売ったりしない限りは5%は残しておかないといけなくて、節税にはなりません。ところがこれと同時に、税額控除という規定があります。税額控除なら、その時の税金を安くするだけではなく減価償却もまともにすることができます。これも一つの節税です。

●「節税」ではなく「節約」を

資金調達をしようとしても、銀行などでは貸し渋りの問題があり、国や地方公共団体も特別融資の制度をつくりましたが、結局、企業のためにはなっていない。もうお金はいらぬという企業は銀行が借りてほしいといわれるのに、貸してほしいところにはなかなか貸してもらえない、という現状です。利息だけなら何とか払えるがそうはいかず、そこが非常に大きな問題です。利益が出ているときはいいですが、もしそうでないなら、まず自分の会社の損益を見直して、「節税」ではなく、「節約」をすることが先決です。経営のことですから、積極経営に切り替えていただくことも大切です。

それから、出資や増資をする場合、上場することが目的ならベンチャーキャピタルなどから貸してもらえますが、普通はお金を借りるには担保がある。担保もない、保証人もない、経営も苦しいでは貸してくれるところは少ないでしょう。

経営者としても今後の方針を明確にして経営をしていただきたいと思います。ベンチャー企業としては株式公開も一つの方法ですが、必ずしも目的にする必要はありません。とにかく自分のマイペースな範囲でやればよいことだと思います。



—質疑応答—

— 最初にお話がありましたが、自社商品の適正価格の把握・決定がしづらいたころがありますが、何か決まりや方法などがあれば教えてください。

富田 特に決まりはないと思います。よく原価の3倍とかいわれますが、先ほど言ったように利益がどのくらい出るか、またどのくらいの経費がかかるか、逆算的に決めていくといいでしょうね。

— 節税のことですが、例えばすごく利益が出そうとき、ある企業が試験研究費を出したとします。もし、それが失敗したとき、税金はどうなりますか。

富田 その場合は関係なく試験研究費は費用になりますが、ただ、節税のためにものを買うとか、必要ではない試験研究はおやめになった方がいいでしょう。

— 近頃、国会で次年度の予算を繰り上げて、中小ベンチャー企業に融資する法案が決定しそうです。それが制定されれば、例えば、保証協会が我々に無担保で保証するなどといったことはあるのでしょうか。

富田 一般的にいわれている「ベンチャー」というもののしきりをどのようにするか、ということが問題になっています。金融についても、税制についても、制度としては決まっても実際実行されるときにいろいろ問題があり、融資については保証協会の施策的なこと、例えば、税制でも今までは繰越欠損金が『5年』と決まっています。例えば、今年赤字が出て、次の5年間黒字が出た場合、税金を払わなくてもいいようになっていました。この5年間を無期限にするという面白い話が出てきているようです。ただ、税法はめまぐるしく変わっていくものです。必ずしもベンチャー企業にとってよいものかどうかという判断はしづらいところだと思います。